

札幌市市民活動サポートセンター利用登録基準

平成 21 年 2 月 2 日市民まちづくり局理事決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、市民活動サポートセンター条例並びに市民活動サポートセンター条例施行規則に基づき、市民活動サポートセンターを利用する団体又は個人(以下「活動団体等」という。)が登録を行うにあたって必要な事項について定めるものとする。

(登録の条件)

第 2 条 利用登録することができる活動団体等は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、本市の市民まちづくり活動の総合的な促進、活力ある地域社会の実現に必要があると市民自治推進室長(以下「室長」という。)が特に認めるときは、この限りでない。

1 団体

(1) 市民まちづくり活動(札幌市市民まちづくり活動促進条例第 2 条に規定する「市民まちづくり活動」をいう。以下同じ)を主たる活動目的とすること
(2) 札幌市内に事務所を有する又は札幌市内を主たる活動の拠点としていること

2 個人

(1) 市民まちづくり活動を行っている、又は、これから行おうとしている者
(2) 札幌市内に住所を有する者又は札幌市内の事業所等で働き、若しくは学校等で学ぶ者

(情報の提供等)

第 3 条 室長は、市民まちづくり活動の支援として、利用登録している活動団体等(以下「登録団体等」という。)に関する情報を札幌エルプラザ公共施設団体情報システムに登録し、市民活動サポートセンターホームページなどを通して市民に提供する。

2 登録団体等は、前項の情報提供にあたって必要な協力を行うこととする。

(登録の承認)

第 4 条 登録を希望する活動団体等は、活動団体等登録申込書(以下、「申込書」という。)(様式 1)を提出し、承認を受けなければならない。

2 室長は、前項により提出された申込書を審査し、活動団体等の登録の承認(以下「登録承認」という。)を決定したときは、当該活動団体等に対し、活動団体等登録承認書(以下、「承認書」という。)(様式 2)を発行する。

(登録の期限、継続)

第 5 条 登録承認の有効期間は、登録承認を行った日の翌日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 登録を継続する場合、登録団体等は、有効期間の最終年度に第 4 条 1 項に規定に基づき、あらためて登録の承認を行うこととする。

(登録の不承認)

第6条 室長は、第2条の規定に該当しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であると認められる場合
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であると認められる場合
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(この候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であると認められる場合
- (4) 営利を目的とした団体であると認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体であると認められる場合
- (6) その他、この基準の目的に照らし、登録承認を与えることが不相当であると認められる場合

(登録承認の取り消し)

第7条 室長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録承認を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に該当した場合
- (2) 登録団体等がこの基準に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により登録承認を受けた場合
- (4) 登録団体等が解散したと認められる場合
- (5) 登録団体等が活動を休止したと認められる場合

(情報の更新)

第8条 登録団体等は、登録した情報に変更が生じたときは、その旨を速やかに室長に申し出なければならない。

2 室長は、登録した情報に変更が生じたことを認めるときは、あらかじめ当該登録団体等に告知した上で、その情報を更新する。

3 室長は、必要に応じて、登録団体等に対し活動の状況等を確認するための資料の提供を求めることができる。

(登録承認の代行等)

第9条 室長は、登録承認の手続き上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に団体登録の業務を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に団体登録の業務を行わせる場合における第3条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市民自治推進室長」又は「室長」とあるのは、「指定管理者」と、第4条第1項中「様式1」、同条第2項中「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附則

- 1 この基準は、平成 21 年 2 月 9 日から適用する。
- 2 この基準の適用前に登録承認を受けた活動団体については、第 5 条第 1 項の有効期間を平成 23 年 3 月 31 日までとする。